

第1 全般的事項

- 1 この契約書の適用範囲は、えびの市が発注する業務委託契約で、建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務とする。
- 2 この契約書は、一般的な規定であるので、具体的な契約の締結に当たっては、えびの市財務規則（以下「規則」という。）に違反しない限りにおいて適宜変改を加えることは差し支えないが、その場合は、回議用紙に契約書との相違点を明示し、変改の理由を付記すること。
- 3 変更契約においては、土木設計業務等委託変更契約書（別記様式第1号）によること。
- 4 別記様式について必要に応じ、加除等を行った場合には、その旨を回議用紙において明らかにすること。
- 5 補償コンサルタント業務委託のうち、補償調査業務委託に係る取扱いについては、別に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 契約書の作成については、2の規定は適用しない。
 - (2) 監督員の選任（変更）の通知については、第2の6の(2)の規定を準用する。この場合において、「調査職員」とあるのは「監督員」と読み替えるものとする。
 - (3) 主任担当者の選任（変更）通知については、第2の7の(2)の規定を準用する。この場合において、「管理技術者」とあるのは「主任担当者」と読み替えるものとする。

第2 各条項について

1 第1条関係（総則）

第6項において、受注者が個人情報を取り扱う場合にあっては、別添の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

2 第3条関係（業務工程表の提出）

第1項の業務工程表の提出は、宮崎県が定める当該業種の共通仕様書に定める業務計画書の提出をもって代えることができる。

3 第4条関係（契約の保証）

原則として、契約保証金その他の金銭的保証を求めること。なお、具体的な取扱いについては別に定める。

4 第6条関係（著作物の譲渡等）

成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物の形状等について、登録可能な意匠が発生する場合は、次に掲げる特約事項が付いた契約を締結すること。

- (1) 受注者が自ら有する登録意匠を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物の形状等について意匠登録を受けるときは、次の条項を特約事項として締結するものとする。
 - 「1 受注者が自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」

(2) 受注者が自ら有する登録意匠を設計に用いて完成した構造物の形状等について意匠登録を受ける意思がない場合は、次の条項を特約事項として締結するものとする。

「1 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。」

5 第7条関係（一括再委託等の禁止）

再委託の申請は、一部再委託承諾申請書（別記様式第2号）によるものとし、再委託契約に係る契約書、請書又は注文書等の写しを添付させること。

6 第9条関係（調査職員）

(1) 「調査職員」とは、規則第111条に規定する検査員をいう。

(2) 調査職員の選任（変更）の通知は、調査職員（監督員）選任（変更）通知書（別記様式第3号）によること。

(3) 第2項における調査職員の権限は、次のとおりである。

ア 契約書の他の条項に定めるもの

設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求（第17条）

イ 契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて調査職員に委任したもの

ウ 第2項各号に掲げるもの

(ア) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又はその管理技術者に対する業務に関する指示

(イ) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(ウ) この契約の履行に関する受注者又はその管理技術者との協議

(エ) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

7 第10条関係（管理技術者）

(1) 「管理技術者」とは、工事請負契約上の現場代理人に相当する者をいう。

(2) 管理技術者の選任（変更）通知は、管理技術者等選任（変更）通知書（別記様式第4号）によること。

8 第11条関係（照査技術者）

(1) 「照査技術者」とは、成果物の内容を作成担当者以外の立場からチェックする技術者をいう。

(2) 設計図書により「照査技術者」を求める場合には、照査技術者の資格は少なくとも管理技術者と同等以上のものとする。

9 第15条関係（履行報告）

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

10 第16条関係（貸与品等）

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び終定期調整後の使用時間又は使用日数を明示すること。

11 第20条関係（業務の中止）

- (1) 第1項の業務中止及び業務再開の通知は、業務中止（再開）通知書（別記様式第5号）によること。
- (2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

12 第24条関係（履行期間の変更方法）

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第1項、第23条及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の履行期間変更の協議は、履行期間変更協議書（別記様式第6号）による。
- (3) 第2項の「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては契約担当者が業務の一部中止を通知した日、第21条第3項においては設計図書等の変更が行われた日、第39条第2項においては受注者が業務の一時中止を通知した日をいうものであること。

13 第25条関係（業務委託料の変更方法等）

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第2項の「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては契約担当者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては設計図書等の変更が行われた日、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第23条第2項においては契約担当者が同条第1項の請求を行った日、第39条第2項においては受注者が業務の一時中止を通知した日をいうものであること。
- (3) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。

14 第29条関係（不可抗力による損害）

- (1) 第4項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。

- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料の1,000分の5に相当する額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいうものであること。
- (4) 契約担当者は、入札執行前の説明において(1)及び(2)の事項を承知させること。

15 第31条関係（検査及び引渡し）

- (1) 第1項の業務完了の通知は、業務完了届（別記様式第7号）によること。
- (2) 前項の通知は、履行期間の終日までに発注者に到達しなければならないこと。ただし、履行期間の終日が「えびの市の休日を定める条例（平成2年えびの市条例第4号）」第2条第1項に規定する市の休日である場合は、直後の開庁日までとする。
- (3) 第2項の業務完了検査の結果の通知は、業務完了（指定部分等）検査書（別記様式第8号）によること。
- (4) 第3項の成果物の引渡しの申出は、成果物引渡申出書（別記様式第9号）によること。

16 第32条関係（業務委託料の支払）

- (1) 第1項の業務委託料の支払請求は、業務委託料請求書（別記様式第10号）によること。ただし、業務委託料の受領委任を承諾した場合の支払請求は、業務委託料請求書（別記様式第10号の2）によること。
- (2) 口座振込の方法による支払の申出は、口座振込申出表示の欄に必要事項を記入すること。

17 第34条関係（前金払）

- (1) 前払金の支払請求は、業務委託料前金払請求書（別記様式第11号）によるものとし、支払は、口座振込の方法に限り、口座振込申出表示の欄に必要事項を記入させること。
- (2) 第6項に規定する政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率は、昭和24年12月12日大蔵省告示第991号で定める率とする。
- (3) 前払金の具体的な取扱いについては、別に定める。

18 第35条関係（保証契約の変更）

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

19 第37条関係（部分引渡し）

- (1) 第1項の指定部分又は第2項により引渡しを受けた部分（以下「指定部分等」という。）に係る完了の届出は、指定部分等完了届（別記様式第12号）によること。
- (2) 指定部分等に係る検査結果の通知は、業務完了（指定部分等）検査書（別記様式第8号）によること。
- (3) 指定部分等に係る成果物の引渡しの申出は、指定部分等引渡申出書（別記様式第12号の2）によること。
- (4) 部分払の支払請求は、業務委託料部分払請求書（別記様式第12号の3）によること。ただし、委託料の代理受領を承諾した場合の支払請求は、業務委託料部分払請求書〔代理受領〕（別記様式第12号の4）によること。

(5) 口座振込の方法による支払の申出は、口座振込申出表示の欄に必要事項を記入すること。

20 第37条の2関係（債務負担行為に係る契約の特則）

契約担当者は、入札執行前の説明において次に掲げる事項を承知させること。

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払限度額（〇年度〇%と割合で明示すること。）
- (2) 各会計年度における業務委託料の支払限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者又は随意契約の場合における契約の相手方に通知すること。

21 第37条の3関係（債務負担行為に係る契約の前払金の特則）

第2項は、いわゆるゼロ市債を対象とした規定であること。

22 第38条関係（第三者による代理受領）

業務委託料の第三者による代理受領の具体的な取扱いについては、別に定める。

23 第39条関係（前払金等の不払に対する業務中止）

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 受注者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定める。

24 第41条、第42条及び第43条関係（発注者の解除権）

発注者の解除権の具体的な取扱いについては、別に定める。

25 第49条関係（解除に伴う措置）

- (1) 第4項の「撤去」には、貸与品等を契約担当者に返還することが含まれること。
- (2) 第6項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれること。

26 第50条関係（発注者の損害賠償請求等）

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 受注者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定める。

27 第57条関係（契約の費用）

「契約の締結に要する費用」とは、契約書類の印刷代、浄書代、印紙代等の費用をいう。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。